

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

「保険者から社会保険診療報酬支払基金等への40歳未満の事業者健診結果情報の報告のためのファイル仕様」のホームページへの掲載等について（周知）

厚生労働行政の推進について、日ごろより格段の御協力を賜り、御礼申し上げます。

40歳未満の者が受けた事業主健診の結果の情報（以下「事業主健診結果情報」という。）に関しては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、「マイナポータルを活用した自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みについて、健診・検診情報については事業主健診（40歳未満）（2023年度（令和5年度）～）、学校健診（2024年度（令和6年度）～）等に対象となる情報を拡大するため、システム改修等の必要な対応を行う。」とされています。そして、「40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会」や「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」における議論を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、40歳未満の者においてもマイナポータルを通じて本人が自らの事業主健診結果情報を閲覧することができる仕組みを構築することとしています。

この仕組みにおいては、保険者（国民健康保険にあつては、市町村（特別区を含む）。以下同じ。）は、事業主健診結果情報に係るファイル（以下「閲覧用ファイル」という。）をオンライン資格確認等システムに格納する必要があります。閲覧用ファイルの提出方法及び仕様並びに作成対象は下記のとおりですので、関係団体に周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、閲覧用ファイルの仕様等の詳細については、以下に記載する厚生労働省ホームページにおいて掲載しております。

【閲覧用ファイルの仕様等の掲載場所】

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/xml_30799.html

記

一 閲覧用ファイルの提出方法及び仕様

1 閲覧用ファイルの提出方法

保険者は、支払基金又は国保中央会に対し、月に1回まで閲覧用ファイルを提出し、マイナポータルを用いた本人閲覧の用に供することができる。

提出は、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入力装置を含む。）と支払基金又は国保中央会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うこと。

2 閲覧用ファイルの仕様

(1) 閲覧用ファイルの仕様の詳細については、別紙のとおりとする。

(2) 保険者が1の方法で支払基金又は国保中央会に提出する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）については、XMLで記述するものとする。

二 作成対象

保険者の取得した40歳未満の者の事業主健診結果情報

以上

【照会先】

保険局 医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室

香西・春日

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-2164

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会